

令和8年1月定例教育委員会議事日程

日時 令和8年1月8日(木)

午後3時開議

場所 市川市役所第2庁舎 大会議室1

- 1 開会
- 2 会議成立の宣言
- 3 議事日程の決定
- 4 報告第24号 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則の廃止等に関する臨時代理の報告について
- 5 請願第7-1号 市川市立学校の労働安全衛生体制に関する請願
- 6 閉会

令和8年1月定例教育委員会提出議案

報告第24号 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する
規則の廃止等に関する臨時代理の報告について・・・

図書館課 1

請願第7-1号 市川市立学校の労働安全衛生体制に関する請願・・・

保健体育課 9

報告第 24 号

市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則の廃止
等に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の規定により令和 7 年 12 月 18 日に別紙のとおり、市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則の廃止等について臨時に代理したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 1 月 8 日提出

市川市教育委員会
教育長 高木秀人

市川市教育委員会規則第7号

市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則を廃止
する等の規則

(市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則の廃止)

第1条 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則（平成19年教育委員会規則第13号）は、廃止する。

(市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

第2条 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成30年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の表市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成16年条例第37号）に基づき住民基本台帳カードを利用して提供する図書等の貸出しを行うサービスに係る申請等の受付、審査等に関すること。の項を削る。

別表中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

(市川市中央図書館の管理に関する規則の一部改正)

第3条 市川市中央図書館の管理に関する規則（平成6年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項及び第4項中「又は条例第11条第3項ただし書に規定する館外貸出対応住基カード」を削る。

第6条中「第11条第3項本文」を「第11条第3項」に改める。

第8条の2第1項中「第11条第3項本文」を「第11条第3項」に改め、「又は同項ただし書に規定する館外貸出対応住基カード」を削る。

(市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項及び第4項中「又は条例第6条第3項ただし書に規定する館外貸出対応住基カード」を削る。

第6条中「第6条第3項本文」を「第6条第3項」に改める。

第9条第1項中「第6条第3項本文」を「第6条第3項」に改め、「又は同項ただし書に規定する館外貸出対応住基カード」を削る。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則の廃止等について

現 行	改 正	後
○ 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則【第2条の規定による改正】		
(補助執行)		
第4条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表の左欄に掲げるものを市長の補助機関である職員のうち同表の右欄に定めるものに補助執行させる。	(補助執行)	第4条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表の左欄に掲げるものを市長の補助機関である職員のうち同表の右欄に定めるものに補助執行させる。
補助執行させる事務	補助執行させる職員	補助執行させる職員
市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成16年条例第37号)に基づき住民基本台帳カードを利用して提出する図書等の貸出しを行うサービスに関する申請等の受付、審査等に関すること。	市民部長、市民部次長並びに市民部市民課、大柏出張所及び市川駅行政サービスセンターの職員並びに行徳支所長、行徳支所次長並びに市川駅行政サービスセンターの職員	市民部長、市民部次長並びに市民部市民課、大柏出張所及び市川駅行政サービスセンターの職員並びに行徳支所長、行徳支所次長並びに市川駅行政サービスセンターの職員
(略)		
別表 (第5条関係)		
1 市民部市民課、大柏出張所、市川駅行政サービスセンター、	行徳支所市民課及び南行徳市民センターに関する事項	—
専決事項	部長	課長
市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例に基づき住民基本台帳カードを利用して提出する図書等の貸出しを行うサービスに関する申請等の受付、審査等に関すること。	○	○

現行	改正後
<u>2 職員課に関する事項</u> _____ (略)	<u>1 職員課に関する事項</u> _____ (略)
<u>3 幼保施設管理課に関する事項</u> _____ (略)	<u>2 幼保施設管理課に関する事項</u> _____ (略)
○ 市川市中央図書館の管理に関する規則【第3条の規定による改正】	
<p>(登録の申請等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、条例第10条第3項の規定による登録の更新の申請について準用する。この場合において、第1項中「条例第11条第1項の規定による登録」とあるのは「条例第10条第3項の規定による登録の更新」と、「書類」とあるのは「書類及び図書館利用券又は条例第11条第3項ただし書に規定する館外貸出対応住基カード」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前項の規定により読み替えて適用される第1項の書類及び図書館利用券又は条例第11条第3項ただし書に規定する館外貸出対応住基カードの提出期間は、条例第10条第2項の登録の有効期間の満了する日の前日の1月前の日から当該登録の有効期間の満了する日までとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(図書館利用券)</p> <p>第6条 条例第11条第3項本文に規定する図書館利用券は、図書館利用券(様式第5号)とする。</p> <p>(図書館資料の貸出しの予約等)</p>	

現 行	改 正	後
<p>第8条の2 条例第11条第3項本文に規定する図書館利用券又は同項ただし書に規定する館外貸出対応住基カードの交付を受けたもの（本市に住所を有し、勤務し、又は通学する者及び者で構成される団体であつて読書会等を主催するものに限る。）は、貸出しを希望する図書館資料について、委員会に対し、当該図書館資料の貸出しの予約、他の市川市立図書館からの取寄せの申出等をすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第8条の2 条例第11条第3項に規定する図書館利用券の交付を受けたもの（本市に住所を有し、勤務し、又は通学する者及びこれらの人で構成される団体であつて読書会等を主催するものに限る。）は、貸出しを希望する図書館資料について、委員会に対し、当該図書館資料の貸出しの予約、他の市川市立図書館からの取寄せの申出等をすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	
○ 市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則【第4条の規定による改正】		
<p>（登録の申請等）</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（登録の申請等）</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>3 前2項の規定は、条例第5条第3項の規定による登録の更新の申請について準用する。この場合において、第1項中「条例第6条第1項の規定による登録」とあるのは「条例第5条第3項の規定による登録の更新」と、「書類」とあるのは「書類及び図書館利用券又は条例第6条第3項ただし書に規定する館外貸出対応住基カード」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前項の規定により読み替えて適用される第1項の書類及び図書館利用券又は条例第6条第3項ただし書に規定する館外貸出対応住基カードの提出期間は、条例第5条第2項の登録の有効期間の満了する日の前日の1月前から当該登録の有効期間の満了する日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。</p>
(図書館利用券)		
(図書館利用券)		
(図書館利用券)		

現行	改正後
<p>利用券（様式第5号）とする。</p> <p>（図書館資料の貸出しの予約等）</p> <p>第9条 <u>条例第6条第3項本文に規定する図書館利用券又は同項ただし書に規定する館外貸出対応住基カードの交付を受けたもの（本市に住所を有し、勤務し、又は通学する者及びこれらの構成される団体であつて読書会等を主催するものに限る。）は、貸出しを希望する図書館資料について、教育委員会に対し、当該図書館資料の貸出しの予約、他の市川市立図書館からの取寄せの申出等をすることができる。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>券（様式第5号）とする。</p> <p>（図書館資料の貸出しの予約等）</p> <p>第9条 <u>条例第6条第3項に規定する図書館利用券の交付を受けたもの（本市に住所を有し、勤務し、又は通学する者及びこれらの者で構成される団体であつて読書会等を主催するものに限る。）は、貸出しを希望する図書館資料について、教育委員会に対し、当該図書館資料の貸出しの予約、他の市川市立図書館からの取寄せの申出等をすることができる。</u></p> <p>2 (略)</p>

請願文書表

1 請願第7-1号 市川市立学校の労働安全衛生体制に関する請願

1 受理年月日 令和7年10月7日

1 請願の趣旨及び請願者の住所、氏名

(請願書原文写)

市川市立学校の労働安全衛生体制に関する請願

【請願事項】

- (1) 法令の基準に達する学校や幼稚園ごとに衛生委員会を設置するよう、市の規程の変更に向け、関係機関と調整を図ること。
- (2) 現在の規程にしたがって引き続き安全衛生委員会を設置する場合、法令に則り、過半数代表者の推薦に基づいて委員の半数を指名すること。

【請願理由】

私たち IRIS 千葉は、千葉県内の教職員で組織する教職員組合です。地方公務員法第53条に基づき、千葉県人事委員会に職員団体として登録されています。組合員の1人が市川市内の中学校に勤務しており、その組合員の要求に基づき、本請願を提出いたします。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）では、労働者が50人以上の事業場には衛生委員会を設置しなければならないとされています。組合員の勤務校はこの基準に達しますので、法令上、衛生委員会の設置義務を負います。ただし市川市では、「市川市職員安全衛生管理規程」（昭和56年訓令第1号）に基づき、市立の学校および幼稚園のすべてを一つの事業場とみなすことにより、各校に衛生委員会を設置するのではなく、市立の学校および幼稚園のすべてに対して一つの安全衛生委員会を設置しています。

法令では、安全衛生委員会の委員の半数を決めるにあたっては、労働者の過半数を組織する労働組合（過半数組合）がある場合はその労働組合、過半数組合がない場合は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）の推薦に基づかなければなりません。現在、市川市内の学校および幼稚園には過半数組合がありませんので、本来であれば、学校および幼稚園に対して設置されている安全衛生委員会の委員の半数は、過半数代表者を労働者側で選出した上で、その推薦に基づいて指名されなければなりませんが、その手順が踏まれておらず、市内に拠点を置く職員団体や教育関連団体からの推薦に基づいて指名されています。

そもそも、60以上もある学校や幼稚園を一つの事業場とみなすこと自体、脱法ないし違法だと思いますが、その是非はここでは論じません。もし、その法解釈に基づき一つの安全衛生委員会を設置するのであれば、その委員の選出はせめて適法に行っていただきたいところですが、過半数代表者の選出は行われていませんので、明らかに違法状態です。

違法状態を解消するには過半数代表者の選出を労働者側で行わなければなりませんが、60以

上もある学校や幼稚園の全労働者に呼びかけることは容易なことではありません。もしこの規模で過半数代表者の選出を行うのであれば、使用者の意向が影響しないように注意しながら、市が音頭を取ってこうした呼びかけを行っていただくしかありません。

しかし、最も望ましいのは、基準を満たす学校や幼稚園ごとに衛生委員会を設置することです。そうすれば、過半数代表者の選出は、当局が関与することなく労働者のみで民主的に行うことが可能です。

2025年10月4日

市川市教育委員会 教育長 高木秀人 様